

山形村議会 議長 大月 民夫 様
山形村長 本庄 利昭 様
山形村教育委員会 教育長 根橋 範男 様
山形村農業委員会 会長 中川 英治 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果報告につ
いて（其の2）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規
定により、令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査を実施したので、
同条第9項及び第10項の規定により、その監査の結果に関する報告及び報告に添え
て意見を次のとおり提出します。

なお、同条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考とし
て措置を講じたときは、措置の内容を監査委員に通知してください。

また、山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に
基づき講じた措置について、監査委員に通知してください。

- 1 令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和5年度11月分から3月分まで）…………… 2～6頁
- 2 山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する前年度等の監査結果に
基づき講じた措置状況の検証等…………… 7～8頁

令和5年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査の結果に関する報告
（令和5年度11月分から3月分まで）

1 監査の種類

- (1) 定期監査（財務監査）
根拠法令 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による監査
- (2) 行政監査
根拠法令 地方自治法第199条第2項の規定による監査

2 監査の対象

- (1) 定期監査（財務監査）
令和5年度11月分から3月分までにおける財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (2) 行政監査
令和5年度11月分から3月分までにおける事務の執行
ただし、必要に応じて前年度等についても対象としました。
- (3) 対象機関等

総務課 企画振興課 税務課 住民課 保健福祉課 産業振興課 建設水道課 会計係 … 村長事務部局7課1係
議会事務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 教育委員会事務局（教育政策課 子育て支援課） … 委員会等5事務局

3 監査の着眼点及び実施内容

監査にあたっては、提出を求めた次に掲げる監査資料に基づき、事務事業について合法性、正確性、経済性、効率性、有効性に主眼をおき、関係書類の調査等通常実施すべき監査方法を実施したほか、必要と認めるその他の監査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して監査を実施しました。

監査資料	④ 委託契約の状況調	⑤ 使用及び賃借契約の状況調
	⑥ 工事請負契約の状況調	⑦ 公有財産購入の状況調
	⑧ 備品購入の状況調	⑨ 補助金及び交付金の状況調

また、地方自治法第199条第3項の規定により、事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしているかどうか、また常に組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体の協力を求めて規模の適正化を図っているかどうかについても、配慮して監査を行いました。

4 監査期間及び実施場所

令和6年2月22日から同年4月22日まで（書面調査）
山形村役場

5 監査の結果

財務に関する事務等について、法令等に準拠して適正かつ効率的、効果的に執行されているかどうか検証した結果、前述のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務事業が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められました。

なお、事務事業処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていましたが、引き続き適正な執行を求めるため、後述のとおり意見等を付します。

(1) 機関等別の監査資料件数

令和5年度11月分から3月分まで 上段()は4月分から10月分まで

(単位 件)

区 分	委託契約	使用及び 賃借契約	工事請 負契約	公有財産 購入	備品購入	補助金及 び交付金	合 計
総務課	(16) 2	(4) 1	(1) 4		(3)	(12) 4	(36) 11
企画振興課	(15)	(12)	(1)			(8) 4	(36) 4
税務課	(11)	(5)			1		(16) 1
住民課	(16) 3	(4)			(1)	(7) 6	(28) 9
保健福祉課	(34)	(2)	(1)		(1)	(12) 11	(50) 11
産業振興課	(2)		(1)			(22)	(25)
農業委員会事務局			1			21	22
建設水道課	(4)		(4)	(8) 2	(1)	(4) 2	(21) 4
(公営企業会計)	(17) 2	(2)	(2) 1				(21) 3
会計係							
議会事務局	(1)						(1)
選挙管理委員会事務局							
監査委員事務局							
教育 委員	(16)	(6)	(2)		(13) 38	(8) 4	(45) 42
会事 務局	(4)	(4)			(5) 8	(7) 9	(20) 17
合 計	(136) 7	(39) 1	(12) 6	(8) 2	(24) 47	(80) 61	(299) 124
延べ件数	143	40	18	10	71	141	423

対象は、委託契約が契約金額50万円以上、使用及び賃借契約が借入年額30万円以上、工事請負契約が契約金額130万円以上のものについてです。

(2) 契約方法の状況

令和5年度4月分から3月分まで

(単位 件、%)

区 分	件数 (A)	指名競争入札		随意契約	
		件数 (B)	割合 (B)/(A)	件数 (C)	割合 (C)/(A)
委託契約 (50万円以上)	143	3	2.1	140	97.9
使用及び賃借契約 (30万円以上)	40	4	10.0	36	90.0
工事請負契約 (130万円以上)	18	10	55.6	8	44.4
備品購入	71	2	2.8	69	97.2
合 計	272	19	7.0	253	93.0
令和4年度(委託+工事請負)	163	14	8.6	149	91.4

一般競争入札はありませんでした。

(3) 是正又は改善を要する事項等

監査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

指摘事項	…	著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの
要望事項	…	事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの
意見	…	組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの
勧告	…	特に措置を講ずる必要があると認めるもの

後述のとおり、指摘事項1件及び要望事項2件が認められました。
 なお、比較的軽易なものは、口頭により指示したので留意されたい。

【指摘事項】 … 1件

② 歩道設置事業の土地に関する事務について

繰越明許費の土木費における村道1級4号線(大池原地内)の歩道設置事業のために必要な土地について、「農業振興地域の農用地区域からの除外」及び「土地売買契約」の取扱いに適正を欠くと認められましたので、今後の取り組みを示すとともに、職務上の責任を果たすよう求めるものです。

ア 農業振興地域の農用地区域からの除外については、歩道設置事業に係る土地の11筆、面積1,215㎡余の農地が、農業振興地域の農用地区域に指定されているため、農用地区域から除外して「農振白地地域」に変更しなければならないとされていて、明らかな法令違反の状態が生じています。

歩道設置事業及び農業振興地域制度の担当課は、法令遵守、厳格化に対する意識を高めるとともに、情報共有のあり方を抜本的に見直して、農業振興地域の農用地区域からの除外の手続きを進めてください。

なお、農地転用許可制度については、許可不要とされています。

イ 土地売買契約については、歩道設置事業に係る土地売買契約書を売渡人の9個人と買受人の村との間でそれぞれ締結して、土地の引渡し及び所有権移転登記が完了した後に、支払請求書により売買代金を支払っています。

しかし、土地売買契約書と所有権移転登記の「土地の地番」が相違しているにもかかわらず、契約締結から7か月以上の間、土地売買契約書の地番訂正を怠り改めなかった対応は、売渡人の信頼を失い住民の理解を軽視する姿勢であり、その責任を問われかねず如何なものでしょうか。

また、土地売買契約書の地番訂正については、訂正を講じた対処のしかたが適正を欠いているのではないのでしょうか。

年月日	区 分	字	地番	地目	面積
R5. 8. 30	土地売買契約書	△がた	00-1	畑	100㎡
R5. 9. 15	土地分筆登記 前	△がた	00-1	畑	500㎡
	↓ (00-1、00-3に分筆)				
	後①	△がた	00-1	畑	400㎡
	②	△がた	00-3	畑	100㎡
R5. 10. 2	所有権移転登記	△がた	00-3	畑	100㎡

なお、国(関東農政局)の土地売買契約では、土地分筆登記後、土地売買契約書に土地の地番「枝番」を追加記入する取扱いのようです。

《要望事項》 … 2件

⑥ 除雪ドーザ購入及び水道配水管布設替工事の契約に関する事務について

一般会計の土木費における「除雪ドーザ購入」及び水道事業会計における「水道配水管布設替工事」の契約の方式関係、並びに「入札等の不調・不落時の対応」について、契約等の法令その他の認識が希薄化していると思われ、契約事務の適正、適切な執行に努めるよう求めるものです。

ア 除雪ドーザ購入については、執行何が令和5年4月24日付、村建設工事

請負人等選定委員会が4月1日付の決裁を経て、競争入札通知を指名した村内外5業者に送付しましたが、入札辞退届が全5業者から提出されて、5月22日の入札は「不調」となりました。

入札不調を受け、5月22日に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の「競争入札に付し入札者がいないとき」を適用し、随意契約の相手方として入札辞退した1業者から見積書を徴し、決定金額1,320万円で物品購入仮契約を5月24日に締結した後、6月6日に村議会の議決を経て、除雪ドーザ購入は本契約となりました。

そして、11月6日の物品購入変更契約により、納入期限を11月15日から4か月半の延長をして令和6年3月29日と変更してから、除雪ドーザは3月19日に納品、引き渡しとなりました。

除雪ドーザ購入の執行伺、村建設工事請負人等選定委員会の決裁日は適切なのか、最初の納入期限に問題はなかったのでしょうか。

地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の適用は、改めて競争入札に付す時間的余裕がない急迫した事態でやむを得なかったのか、随意契約において村建設工事請負人等選定委員会を経なくて相手方を入札辞退した1業者と制限した事情は適当なのか等、明確な説明を果たしてください。

イ 水道配水管布設替工事については、山形村財務規則（昭和54年山形村規則第5号）第117条に「指名競争入札に付そうとするときは、入札に参加する者を5人以上指名しなければならない。」とされていますが、水道配水管布設替工事の2件において指名競争入札の指名は村内3業者として、入札が行われました。

水道配水管布設替工事2件のうち1件では、指名競争入札の結果、落札者がなく「不落」となり、5週間後に再度の入札に付し、村建設工事請負人等選定委員会を経なくて最初指名の村内3業者で、新たに予定価格等（最初とほぼ同じ金額）を定めて入札に付し、決定金額3,663万円で落札者が決まり、契約が締結されました。

当該工事の請負人等選定調書は担当課が作成して、村建設工事請負人等選定委員会で審査し決定されましたが、指名競争入札の指名を村内3業者とする特別な事情があるのか、指名業者が固定化し競争力が低下する後ろ向きの姿勢で問題がある恐れはないのか、業者選定等の契約業務が内向きな思考で形骸化していないか等、明確な説明を果たしてください。

ウ 入札等の不調・不落時の対応については、村の入札等における不調・不落が発生した際の対応を、取扱いマニュアル化したものは無いと思われ、必要とする工事等が先送りすることとなって看過できない問題です。

一部の担当課のみならず、設計内容の分析、予定価格等の作成、指名業者の選定等を厳しくチェックし検討のうえ、場当たりの統一した運用をはかり、適切に対応するよう見通しを示してください。

⑦ 債務負担行為の設定に関する事務について

債務負担行為は、公法上又は私法上の契約の締結等、新たに当該地方公共団体の意思によって債務を負担する場合をいうものであり、数か年計画の補助金・負担金の支出等のような公法上の債務を負担する行為も含まれるとされ、法律上特に制限もなく広範囲で、一律的に画することはできないと解されています。

歳出予算の経費支出のなかに、理解不足、確認不足によるものと思われる債務負担行為として予算で定める必要がある事案が散見されますから、職員への周知、意識改革を進めるとともに、消極姿勢を避け債務負担行為に係る視野を広げて、内容の精査、見直しを求めるものです。

〈参考〉

○ 債務負担行為

地方自治法第214条は、「普通地方公共団体が債務を負担する行為をす

るには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。」とされていて、第215条には、予算を構成し予算の内容の1事項として債務負担行為が掲げられています。

○ 長期継続契約

地方自治法第234条の3は、「普通地方公共団体は、第214条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。」とされていて、山形村長期継続契約とする契約を定める条例（平成22年山形村条例第1号）には、長期継続契約を締結することができる契約が掲げられています。

(4) むすび

村長をはじめ職員一人ひとりが、率先して常に時代に合った住民サービスの向上、見直しを進めるためには、小さな誤りが大きな問題につながらないように、いかなる事務事業も軽んじることは許されません。

それぞれの事務事業の手続き、処理については、全ての公務の基礎となるものですから、原点に立ち返って法令等に関する確認、意識の徹底を図るとともに、村全体で相互チェック体制及び連携の強化、構築が進められることを改めて願ってやみません。

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査に関する
前年度等の監査結果に基づき講じた措置状況の検証等

令和6年5月

山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査について、監査の結果に基づく措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、前年度等の是正又は改善を要する事項等に対する措置状況の検証、フォローアップも行うものとします。

後述のとおり、令和4年度6件ですが、村民の視点に立った柔軟な思考で、「検討、前例や先例、先送り」等を名目に放置することがないように取り組んでください。

1 令和4年度定期監査（財務監査）及び行政監査

令和4年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査		
結果報告	〈監査委員〉	令和4年12月22日付け4山監第25号
措置状況1	〈村長〉	令和5年1月23日付け4山役総第123号
検証等	〈監査委員〉	令和5年5月22日付け5山監第5号
措置状況2	〈村長〉	令和5年6月22日付け5山役総第45号
措置状況調3	〈機関等〉	令和5年11月

- 指摘事項② 規程や要綱等の見直し・整備について（令和6年5月 第4回）
令和5年6月の通知に「規程については、現行のままとする。」とされていましたが、呑気に構えることなく、規程等（例規集約30件）の取扱いや打開策、及び要綱（通知39件）の見直し・整備について、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。
- 要望事項⑤ 契約及び検査の事務について（令和6年5月 第4回）
予定価格調書の作成、入札経過及び落札業者の公表について、先送りすることなく喫緊の課題として、機関等で横断的に連絡調整を行い、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。
- 要望事項⑥ 補助金交付の事務について（令和6年5月 第4回）
補助金交付に関する固定観念の払拭は簡単ではありませんが、適正かつ公正な補助金の執行について、機関等で横断的に連絡調整を行い、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。
- 要望事項⑦ 收受印の取扱いについて（令和6年5月 第4回）
令和5年11月の措置状況調に「收受印を複数新調するよう見積書徴取済」とされていましたが、機関等ごとの收受印の新調及び使用の数、及び文書取扱規程の見直し・整備に係る收受印の取扱いについて、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

令和4年度山形村の定期監査（財務監査）及び行政監査（其の2）		
結果報告	〈監査委員〉	令和5年5月22日付け5山監第5号
措置状況1	〈村長〉	令和5年6月22日付け5山役総第45号
措置状況調2	〈機関等〉	令和5年11月
検証等	〈監査委員〉	令和5年12月22日付け5山監第27号
措置状況3	〈村長〉	令和6年1月22日付け5山役総第135号

- 要望事項⑨ 現金（釣り銭）の保管及び取扱いについて（令和6年5月 第4回）
令和6年1月の通知に「現金保管管理マニュアルを令和5年度中に作成します。」とされていましたが、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

- 要望事項⑩ 公文書（起案文書等）の作成及び管理について（令和6年5月第4回）

公文書等の管理に関する法律の規定による必要な措置を講ずることについて、曖昧にすることなく一步を踏み出して、村の公文書管理の条例等の制定・周知徹底等することを含めて、講じた措置等の進捗状況を通知されたい。

2 是正又は改善を要する事項等の年度別件数

定期監査（財務監査）及び行政監査

（単位 件）

区 分	指摘事項	要望事項	意 見	合 計
令和5年度	1+*1	5+*2		9
令和4年度	2	8+*2		12
令和3年度			5	5
令和2年度			5	5
令和元年度			5	5

表中「*」は、各年度1 1月分から3月分までを示しています。